

◎新潟県告示第858号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び三条地域振興局において縦覧に供する。

平成25年7月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 区域の名称

五番町急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から4号までを順次結んだ線及び標柱4号と1号を結んだ線に囲まれた区域

加茂市

五番町

148番 1号

大字加茂字要害

146番 2号及び3号

五番町

157番12地先道路敷 4号